

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の概要

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）の施行に伴う関係政令の規定の整備等を行うとともに、必要な経過措置を設ける。

## 1. 骨子

次の政令に関し、改正法及び整備法の施行に伴い、改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正通則法」という。）に沿ったものとするための所要の改正を行う。

### (1) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令 316 号）の改正

改正通則法の規定を踏まえ、研究開発審議会の検討を要しない事務及び事業、研究開発審議会の指定、再就職あっせん規制の適用除外、密接関係法人等の範囲等を定めるとともに、中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人との分類化等に伴う所要の規定の整備等を行う。

### (2) 独立行政法人評価委員会令の廃止

改正法により廃止される独立行政法人評価委員会に係る政令の廃止を行う。

### (3) 準用法人法に係る施行令の改正

準用法人法（独立行政法人通則法を準用する総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）、日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）をいう。）について、独立行政法人通則法の準用範囲等の改正に伴い、準用法人法に係る施行令について所要の規定の整備を行う。

### (4) その他関連政令の改正

国立研究開発法人となる法人の名称を用いる政令の規定に係る名称変更など、所要の規定の整備等を行う。

### (5) 経過措置

改正法及び整備法の施行並びに政令の整備等に伴い必要となる経過措置を設ける。

## 2. 備考

(1) 施行期日：平成 27 年 4 月 1 日（改正法の施行の日）

(2) 閣議決定日：平成 27 年 3 月 13 日